

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等
業務室関係】

1. 放課後児童対策について

(1) 新・放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、令和元年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。また、利用できなかった児童（待機児童）数は982人増加し、18,261人（うち小学1年生～3年生8,724人、小学4年生～6年生9,537人）となったところである。

（関連資料2・3参照）

- | |
|--|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比553か所増加
25,328か所（平成30年） → 25,881か所（令和元年） |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,447支援の単位増加
31,643支援の単位（平成30年） → 33,090支援の単位（令和元年） |
| 3. 登録児童数：前年比64,941人増加
1,234,366人（平成30年） → 1,299,307人（令和元年） |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比982人増加
17,279人（平成30年） → 18,261人（令和元年）
うち、小学1年生～3年生：前年比72人減少
8,796人（平成30年） → 8,724人（令和元年）
小学4年生～6年生：前年比1,054人増加
8,483人（平成30年） → 9,537人（令和元年） |

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。（関連資料4参照）

① 国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

- (i) 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で

約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）

- (ii) 全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す
- (iii) 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
- (iv) 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。なお、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出にあたっては、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）について」（平成31年4月23日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る「量の見込み」の算出等の考え方について」（平成30年12月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）を参考に適切に行っていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年7月4日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購

入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。（関連資料 5 参照）

② 一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

（２）放課後児童クラブの設備運営基準関係について

① 設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とすることについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。）において、市町村が、放課後児童クラブの設備及び運営に関して、条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）を参酌することとした（令和2年4月1日より施行）。

なお、事業に従事する者及びその員数について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではなく、事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保に最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が地域の実情に応じて条例で基

準を定める場合については、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程においては、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について説明責任を果たすことが必要である。

(関連資料 6・7 参照)

② 放課後児童支援員認定資格研修の実施主体を中核市まで拡大することについて

放課後児童支援員の人材確保を推進するため、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図っていく必要がある。このため、都道府県及び指定都市に加えて、希望する中核市が認定資格研修を実施できるよう、設備運営基準の改正を行う予定である（令和2年4月1日施行（予定））。

（3）令和2年度・放課後児童対策関係予算について

令和2年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

(関連資料 8・9 参照)

① ソフト面（運営費）について

令和2年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、受入児童数の拡大〔約8.5万人増〕

130.2万人（令和元年度）→138.6万人（令和2年度）
を予定している。

また、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

さらに、要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助を創設する。

加えて、放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。放課後児童支援員等の処遇改善を図

るため、

- ・平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業や
- ・平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業を実施している。当該事業は、実施率が低調なことから、自治体においては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

② ハード面（整備費）について

令和2年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ 放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3

○ 民立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

③ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となったクラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

④ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、

ア 放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置す

る事業の実施

イ 保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ 市区町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施

に必要な予算を計上している。

⑤ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。また、認定資格研修については、(2)の改正に伴い、令和2年度より実施主体に中核市の追加を予定している。

(4) 放課後児童クラブの質の確保等について

① 都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

設備運営基準第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

厚生労働省では、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的とした都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しているところであり、令和2年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

② 都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として実

施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和元年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、71.3%であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

また、来年度より希望する中核市が実施主体として認定資格研修を実施できるよう、設備運営基準の改正を行うことを予定している。研修の実施にあたっては、関係市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

- ・ 認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
- ・ 受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。加えて、認定資格研修の教材として、放課後児童クラブ運営指針及び運営指針解説書を使用することを必須とするよう実施要綱の改正を予定しているので、ご了解いただきたい。なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないように、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

認定資格研修は、事業の質を高める上で極めて重要であることから、都道府県等においては、地方分権一括法による基準の参酌化後も積極的に実施されたい。

（関連資料10参照）

③ 放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象であるので、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。また、来年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須とする予定であるため、ご了解いただきたい。

なお、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童

クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

⑤ 放課後児童クラブの運営内容の評価等について

「放課後児童対策に関する専門委員会」では、質の確保のためには第三者評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要があるとされている。

このような状況を踏まえ、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、放課後児童クラブにおいて第三者評価を実施する上で必要な方策や事項を明らかにするとともに、第三者評価の実施を進めるためのガイドブック案の作成を行っており、令和2年度も引き続き評価に関する調査研究を実施する予定であるのでご承知おきいただきたい。

⑥ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているので、ご了解願いたい。特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ 情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項につ

いては、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 子どもが障害を有する場合
- ・ 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

⑦ 放課後児童支援員の雇用にあたって

運営指針第4章1（3）で示している通り、育成支援を行うに当たっては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

(関連資料11・12参照)

⑧ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

(参考) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

(5) 地方からの提案等に関する対応方針について

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針について

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を受けて、令和2年1月23日付けで必要な通知改正を行ったのでご承知おきいただきたい（改正通知については、令和2年4月1日より適用）。

【閣議決定文】

社会福祉法人の資産要件（25条）について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与

を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。

(関連資料13参照)

(6) 放課後児童クラブにおける安全確保について

①放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第6章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるためにクラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。また、子どもの支援にあたっては、職員体制を整え、子どもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」(平成30年7月11日付け通知)を発出しており、また、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け通知)に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了解願いたい。

②放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の

10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく各クラブにおいても、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のようなことを規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にさせていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【運営指針】

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

(1) 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

○児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。

○国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

○守秘義務を遵守する。

○関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

○保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

○放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。

○事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 利用者支援事業について

(1) 利用者支援事業の推進について（関連資料14・15参照）

① 利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第2条第1項第3号には、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際に利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

ア 利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

イ 地域連携

このような機能を果たすために、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく。

の2つの取組を基本として実施する事業である。

市町村におかれては、子育て支援に関する多様な施設や事業等の体制整備とともに、それらの体制を効率よく活用するために極めて重要な利用者支援事業について、積極的な活用をお願いしたい。

なお、利用者支援事業の普及と円滑な実施に資するため、主として基本型及び特定型の事業の目的や基本的な内容、実施方法等について整理した「利用者支援事業ガイドライン」（平成26年10月6日府政共政

第950号、26文科初第704号、雇児発1006第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）を発出しているので、事業の実施にあたっての参考とされたい。特に、実施主体である市町村におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容等を十分ご理解いただき、子育て家庭にとって、適切な施設や事業等の円滑な利用につなぐ支援や、地域の子育て支援の更なる向上を図る必要があるため、本ガイドラインを必ず熟読していただくことが求められる。さらに、本事業を委託等により実施している市町村におかれては、委託事業者に対し、本事業の趣旨を正確に理解されるよう学習会を開催するなど、委託事業者の資質向上に努めるとともに、事業が適切に実施されるよう継続的な指導をお願いしたい。

また、各都道府県におかれても、本ガイドラインの重要性を再度認識し、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

② 利用者支援事業の事業類型について

利用者支援事業は、以下のとおり「基本型」・「特定型」・「母子保健型」の3つの事業類型に分類されており、利用者支援事業を実施する際は、支援の対象や目的、地域の特性などを総合的に考慮した上で、最適な事業類型を選択し実施するようお願いしたい。

ア 基本型

「利用者支援」の取組として、身近な立場である利用者支援専門員が利用者の目線に立ち、利用者の個別ニーズを的確に把握した上で、子育て支援に関する施設や事業等のみならず、医療・保健等の隣接する他の領域のフォーマルな事業や、近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルな取組も含め、その利用者に最もふさわしい支援のあり方を提示し、最適な子育て支援に関する施設や事業等の円滑な利用につなげていくよう支援する。

また、「地域連携」の取組として、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整・連携・協働の体制づくりや、子育て支援に関する施設や事業等のほか、隣接する他の領域のフォーマルな事業、あるいは地域のインフォーマルな取組も含め、地域の子育て支援に関わる社会資源について必要な情報を収集・蓄積し整理するものである。

なお、利用者の目線に立った寄り添い型の支援が重要となるため、地域子育て支援拠点や保育所など利用者が日常的、継続的に利用で

きる敷居の低い場所で実施することが有効と考えられる。

また、一定の場所での実施のみならず、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向いて、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供、保育に関する相談や情報提供等の取組を併用することも有効な手段である。

さらに、障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、令和2年度予算案においては、配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算を新たに計上しているので、当該加算も併せてご活用いただきたい。

【具体的な相談内容例】

- ・ 子育て全般に関すること。
- ・ 突発な事情等による子どもの預かりに関すること。
- ・ 子どもの発達状況に関すること
- ・ 保育所や保育サービスに関すること

イ 特定型

待機児童の解消等を図ることを主たる目的として実施するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう「利用者支援」を実施することとしている。なお、「地域連携」については、行政が地域連携の機能を果たすことを前提としているため、行政職員によるサポートが可能となる行政の窓口等が主たる実施場所になると想定される。

特定型の実施に当たり、行政における利用者支援事業の担当職員は、こうした特定型の特徴・意義を十分理解し、利用者の個別ニーズを引き出しやすい相談姿勢と寄り添い型の支援を心がけるとともに、一般の子育て支援に関する相談など特定型の守備範囲外の施設・事業等の利用が適当と思われる場合には、速やかにこれらの施設・事業等の担当部署につなぐ必要があることにご留意願いたい。

【具体的な相談内容例】

- ・ 保育所の入所に関すること
- ・ 保育サービスに関すること

ウ 母子保健型

市町村保健センター等の母子保健に関する相談機能を有する施設を実施場所として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの

母子保健や育児に関する様々な相談支援や情報提供等を実施するものである。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は本事業に基づく支援のみならず、妊娠・出産包括支援事業などの様々な母子保健施策による支援等も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦への支援を整備するための体制作りを行うこととなっている。

【具体的な相談内容例】

- ・ 妊娠・出産・子育てに関すること
- ・ 母子保健サービスに関すること

なお、平成30年度の交付決定ベースによる実施箇所数は、基本型が720箇所、特定型が375箇所、母子保健型が1,183箇所となっており、実施市町村数は、942市町村（54.1%）と実施割合が低いため、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

③ 相談等の記録及び管理について

相談を受けた際には、相談内容や個別ニーズの把握内容、支援等の事例経過について記録し管理しておくことが重要である。

これらの記録は、継続的な支援の資料とするほか、関係機関や関係者等との適切な情報共有や、継続的な支援を受けている利用者の状態に合わせた適切な支援内容の見直しの資料とするなど、幅広く活用するようお願いしたい。

なお、相談支援の記録の作成、関係機関や関係者等への閲覧等に関しては、前もって利用者の承諾を得ることが原則となる。

また、業務上知り得た個人情報適切に管理するため、保管方法、保管場所、閲覧権限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法について、各自治体の条例や規則等に基づき実施するようお願いしたい。

さらに、本事業を委託等により実施する場合、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等について一定の規程を設けるなど、委託等に係る業務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じるとともに、委託先の職員に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させるよう努めていただきたい。

（２）加算事業について（関連資料14・16参照）

利用者の置かれた状況やニーズは多様であり、就労している利用者へ

の対応や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への対応など、個別の家庭状況に即した支援が必要となる。

また、障害児や多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等に対しては、きめ細やかで専門性の高い支援が求められる。

市町村におかれては、利用者の視点に立った機能強化の推進を図る必要があるため、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

① 夜間・休日の時間外相談加算

基本型と特定型において、就労している利用者など、主に、通常の開設時間帯に相談できない利用者などに対して、夜間や休日の相談支援を実施し、きめ細かいニーズや意向、状況を丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援につなげている場合に加算することとしている。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、本事業の目的を踏まえ、次年度の保育所等入所申込時期（期間）などの繁忙期のみの実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：136か所（平成30年度交付決定ベース）】

② 出張相談支援加算

基本型と特定型において、様々なニーズに対応するため、常設の場所での実施のみならず、状況に応じて、両親（母親・父親）学級や乳幼児健診、地域で開催されている交流の場など様々な場所に出向き、子育てに関する全般的な相談や情報提供、地域の保育所や保育の利用に関する相談支援を実施した場合や、多胎児のいる家庭など、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への戸別訪問相談支援を実施した場合に加算することとしている。

特に戸別訪問相談支援については、困難な事情を抱えた子育て家庭のニーズや状況をいち早く把握することで、予防的な働きかけを行い、状態の更なる悪化の防止となるため、これらを積極的に活用し、早期発見・早期対応に努められたい。

また、実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、出張相談支援が必要と判断した時期（年度当初や乳幼児健診実施日等）に限った実施や、出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：93か所（平成30年度交付決定ベース）】

③ 機能強化のための取組加算

「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、平成29年度より、基本型と特定型において、夜間・休日の相談支援の実施や様々な場所への出張相談等を実施した上で、基本事業に従事する専任職員を2名以上配置し、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための相談支援機能を強化した場合に加算することとしている。

なお、本加算については、①又は②の加算事業の実施が要件となっており、①又は②の加算事業を実施しない月は対象外となるため、ご留意願いたい。

【実施か所数：20か所（平成30年度交付決定ベース）】

④ 多言語化のための取組加算（関連資料14参照）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、令和元年度より、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により、外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合に加算を行っている。

なお、令和元年12月20日関係閣僚会議決定において改訂された「外国人材の受入・共生のための総合的対応策（改訂）」においても、上記取組については引き続き推進するとされている。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援加算の創設

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、利用者支援事業所に、専門的な知識・経験を有する職員を配置した場合の加算を、令和2年度より創設する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

(3) 整備費について（関連資料17参照）

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

利用者支援事業を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して利用者支援事業を実施する場合に必要な

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、実施に当たっては、予定している工事等が次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕に該当するか、子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕に該当するかを適切に判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、利用者支援事業所の整備が子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

(4) 多機能型支援の取組について

利用者支援事業は、「子ども及びその保護者の身近な場所」を実施場所としているが、これは、利用者の個別ニーズは、何気ない日常の会話（相談）から把握されることが多く、そうした会話（相談）を行うためには利用者が日常的・継続的に利用できる地域子育て支援拠点や保育所などの敷居の低い場所が有効と考えられるためである。

こうした地域子育て支援拠点や保育所等において利用者支援事業を一体的に実施するとともに、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）なども併せて実施する子育て支援（以下「多機能型支援」という。）の取組について、以下のような効果が確認されている。

- ・ 地域子育て支援拠点に子どもと遊びに来たついでに、利用者支援専門員と会話することで、少し気になっていたことを聞くことができるため、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決が図られ、子育て家庭に対して予防的な関わりを持つことができる。
- ・ 地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、利用者にとって地域子育て支援拠点が通い慣れた日常的な場所であるため、利用者が感じる相談に対する抵抗感が軽減されている。

また、特別な相談窓口等に行くわけではなく、顔見知りの利用者支援専門員が対応してくれるため、利用者の相談に対する精神的負担が軽減されている。

- ・ 地域子育て支援拠点において実施されている一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した「子どもを預けての相談」ができるため、利用者は子どもに気をとられることなく、相談に集中し、時間をかけてじっくりと話すことができる。
- ・ 「多機能型支援」を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。

なお、地域子育て支援拠点において利用者支援事業を併せて実施する場合は、利用者支援専門員と、地域子育て支援拠点等に従事する者が守秘義務等に留意しつつ、相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築することが必要である。

各自治体におかれては、「多機能型支援」を活用した利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

3. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 地域子育て支援点事業の実施について

① 地域子育て支援拠点事業について（関連資料18・19参照）

現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、3歳未満児のいる家庭の約6～7割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の実施について（関連資料20・21参照）

ア 地域子育て支援拠点事業の実施について

地域子育て支援拠点事業は、以下の4つの基本事業を実施した上で、事業の実施状況により「一般型」と「連携型」の2つの事業類型に分けて実施している。

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

このうち、月1回以上開催する講習の内容については、原則地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや歯科（歯磨き）指導、栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。

また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対

応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えないので、市町村においては、子育て親子にとって有意義な講習を検討し、積極的な実施をお願いしたい。

イ 専任職員の配置要件について

地域子育て支援拠点事業の職員配置要件について、実施要綱による一般型の職員配置要件は、専任職員を2名以上配置することとなっている。専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以外の業務に従事できない職員であるので、十分ご留意願いたい。

また、連携型は専任職員を1名以上配置することとなっているが、これは連携型の実施場所である児童館等の児童福祉施設等に従事している職員等のバックアップ（協力）を受ける体制を整えることが要件となっているので、この点も十分ご留意願いたい。

ウ 出張ひろばについて

出張ひろばは、平成19年度に策定された「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。」と要件が記載され、本格的な地域子育て支援拠点事業へ移行するための準備期間として実施する加算事業として位置づけられた。

この要件は、平成22年度の実施要綱から削除されたが、これまで出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件は、原則年間を通して同じ場所で行うことと運用してきた。

しかしながら、子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年度より、これまでの実施要件に加え、実施元である地域子育て支援拠点が複数の場所において出張ひろばを週1～2日、かつ1日5時間以上実施する場合も加算の対象とする運用の見直しを行ったので、市町村におかれては、出張ひろばの実施について、積極的な活用に努めていただきたい。

エ 地域支援について

地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行う等の取組を実施した場合に加算

を行っている。多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、当該加算を活用して、地域子育て支援拠点を利用できない家庭に対しての訪問支援等により、子育てに関する相談・情報提供を行うなどの対応をお願いしたい。

オ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における国庫補助基準額の月割りについて

これまで、交付要綱における地域子育て支援拠点事業の国庫補助基準額については、年額のみとしていたが、平成30年度より、事業実施月数が12月に満たない場合の国庫補助基準額は、各基準額ごとに算定された額に「事業実施月数÷12」を乗じて算出された月割り額としているので、ご留意願いたい。

なお、年度途中に開設日数の変更等により比較する基準額が複数となる場合は、それぞれの事業実施月数に応じて算出された基準額（月割り額）と比較するようお願いしたい。

カ 子ども・子育て支援交付金交付要綱における常勤職員の取り扱いについて

交付要綱における「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。

しかしながら、「常勤」は法令等による定義がないため、最終的には、実施主体である市町村が、地域性や地域における雇用環境、勤務体系などを考慮した上で、条例等により「常勤職員」の定義を定めている場合を含め、「常勤職員」について柔軟に判断することが必要となる。

このため、判断に当たっては、第三者に対して的確に「常勤職員」の考え方を説明できるように論拠を整理しておくようご留意願いたい。

キ 子育て親子の安全確保について

地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。

さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。

ク 加算の創設について

地域子育て支援拠点事業の更なる機能強化を推進するため、令和2年度予算案において、以下の加算事業を新たに計上していることから、積極적으로ご活用いただくようお願いしたい。

- ・ 配慮が必要な子育て家庭等への支援のための加算の創設
障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、地域子育て支援拠点事業所に、専門的な知識・経験を有する職員を配置等した場合の加算を新たに計上している。
- ・ 職員の資質向上のための研修受講機会の確保のための加算の創設
不安を抱える子育て家庭等に対して適切・効果的な相談・支援が行われるよう、職員の資質向上を図るために職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合の加算を新たに計上している。

(2) 整備費について（関連資料22参照）

地域子育て支援拠点事業の実施場所の整備に対する支援は、

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- ・ 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

② 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

地域子育て支援拠点を新たに開設する場合に必要な簡易な修繕

や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本経費での簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

③ 児童虐待・DV対策等総合支援事業〔統合補助金〕

既に実施している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本事業での簡易な修繕とは、これまで実施している施設の改修及び、移転に伴う既存施設の改修により地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要なとなる

- ・ カウンター等の設置
- ・ カーペットの張り替え
- ・ 壁紙の張り替え
- ・ 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、②又は③については、地域子育て支援拠点事業が新規か継続かを確認した上で実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、地域子育て支援拠点の整備が、子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（３）指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研

修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取組等について、知識の習得や情報共有等を行い、受講者の知見や支援技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的立場に立ち、その地域の実践者等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的としている。

【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和元年度は、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が受託）】

令和元年度においては、全国セミナーを1か所（千葉市）、ブロック研修を4か所（山口市、青森市、鹿児島市、名古屋市）で開催し、地域子育て支援拠点において取り組むべき4つの基本事業の再確認や、利用者支援事業や一時預かり事業等其他の子育て支援事業との連携の必要性、効果的な実践方法等を研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有や普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、令和2年度も引き続き本研修を実施することとしているので、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、令和2年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

（４）地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業について

（関連資料23参照）

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、（３）の指導者養成等研修のほか、

- ・ 新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度より、

- ・ 中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」

【実施主体：都道府県、市町村】

を創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助している。地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠の拡大や、研修回数を増やすなど、職員の資質の更なる向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

（５）多機能型支援の取組について

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援の取組（以下「多機能型支援」という。）を展開することは、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できることから、多機能型支援を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関する調査研究（平成28・29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。
- ・ 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。
- ・ 訪問支援によりつながった、心配な家庭を地域子育て支援拠点や利用者支援事業につなぐことで、親子の見守り（モニタリング）機能を果たせる。
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を入り口として、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の利用に結びつくことで、より幅広い利用者層をカバーできる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考

えられる。

このため、各自治体におかれては、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が一層高まることが期待される「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

（６）地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

① 乳幼児触れ合い体験の推進について（関連資料24参照）

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）及びニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、学校・家庭・地域で、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

②ペアレントプログラムの推進について

平成28年に改正された発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立したり、その結果児童虐待につながってしまうということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族及びその関係者への支援に努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）を発出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている

保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。

このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。

(7) 会計検査院の实地検査における指摘事項等について

会計検査院が平成30年度に実施した实地検査においては、地域子育て支援拠点事業に係る運営費の執行について、以下のとおり、国庫補助金等の過大交付の指摘等を受けたほか、令和元年に国会からの検査要請事項に関し報告がなされたところである。

① 指摘事項について

一般型の地域子育て支援拠点事業の実施要件に、事業の実施に当たり専任職員を2名以上配置することとなっているが、開設期間中の一部の期間や時間において、専任職員を2名配置せず実施していたため、実施要件を満たすことができず、国庫補助金等が過大に交付される事態が見受けられた。なお、過去の実地検査においても、同様の指摘により複数回返還が生じている。

このような事態が発生した原因の一つとして、市町村担当者の実施要綱への理解が不十分であったことが考えられる。市町村においては、担当者をはじめとした地域子育て支援拠点事業に関わる職員等を対象に実施要綱の理解促進に努めていただきたい。

また、地域子育て支援事業を委託等により実施する場合は、委託事業者に対する市町村の指導等が不十分であることも過大交付が発生する一つの要因となりうるため、市町村においては、委託事業者からの報告書類等に対する審査や実施状況の確認を厳格に行うとともに、委託事業者を対象として、実施要綱に対する理解促進を図るための説明会を開催するなどの対応をお願いしたい。

② 国会からの検査要請事項に関する報告について

参議院からの要請を受け、会計検査院において、子ども・子育て支

援施策に関する検査を実施し、令和元年12月に報告がなされた。当該報告において、地域子育て支援拠点事業については、その取組の一つに「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」が掲げられており、「親子の交流の促進を図るためには、乳幼児及びその保護者が整備された支援拠点を訪問し、実際に利用することが重要」という観点から、「子育て親子の交流の促進等を図るための取組等が推進されているか」が着眼点とされた。

検査の結果、拠点によって、1日当たりの親子組数に大きな差異があり、1日当たりの利用親子組数が1組以下である利用状況が低調な拠点も見受けられたとの報告がされた。一方で、1日当たりの利用親子組数が10組超であった拠点では、利用促進のための取組として、拠点についての広報・周知等を積極的に行ったり、アンケート調査により利用親子のニーズの把握を行ったり、土曜日、日曜日等に開設するなどしている状況が見受けられたとの報告もされている。については、利用が低調となっている市町村におかれては、積極的な利用促進のための取り組みをお願いしたい。

なお、上記①の指摘事項については、平成28年度から毎年度、全国児童福祉主管課長会議でも周知しており、各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村におかれては、適正な補助金の執行について努めていただきたい。

4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（1）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料25参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合は、子ども・子育て支援交付金において、運営費や土日実施等の加算事業に対する補助を行っているので、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

一方で、ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助を行う会員の質の確保・向上を図るための取り組み等が適切に行われることが重要であることから、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年9月20日付け子発0920第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、事業の実施に当たり必要な基本的事項を示していることから、事業の実施に当たってはご留意いただきたい。

（2）援助を行う会員及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料25参照）

預かり中の子どもの安全対策等のため、AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとし、また、少なくとも5年に1回、これらの講習のフォローアップ講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしたことから、適切な講習実施についてお願いしたい。

また、問題を抱えた親、多胎児や障害児のいる家庭、ひとり親家庭などの配慮が必要なケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増し

できていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、アドバイザー研修事業の趣旨もご理解いただきたい。

令和2年度予算案では、引き続き、提供会員等への講習やアドバイザー向け研修に係る経費について子ども・子育て支援交付金の助成対象としているほか、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費においても助成対象として都道府県・市町村へ補助することとしている。令和元年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費における当該研修に関する交付申請件数が非常に少ない状況にあるため、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。更に、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修についても、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。

(3) 加算事業について

ファミリー・サポート・センター事業の更なる機能強化を推進するため、令和2年度予算案において、以下の加算事業を計上しているので、積極的な活用をお願いしたい。

ア 外出困難な家庭への対応の充実（創設）

子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せ等について、外出することが困難な多胎児や障害児のいる家庭等に、アドバイザー、提供会員が訪問して事前打合せ等を行った場合の加算を新たに計上している。

イ 支部設置加算の対象拡大

現行、政令指定都市に認められている支部設置加算について、より身近な場所において事業を実施することができるよう、令和2年度から政令指定都市以外の市区町村に対象を拡大することとしている。

また、平成29年度より実施している土日実施加算については、平日働いている方等が、会員登録の際に参加する事業説明会や、子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せに参加できる機会を増やすために設けているものであり、令和2年度予算案においても引き続き計上しているので、ファミリー・サポート・センター事業による援助を必要とする方が適切に利用できる環境を整備するため、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

(4) 事故報告等について

平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ都道府県知事へ報告することが義務づけられた。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知）において、重大事故については、都道府県等を経由して国へ報告を行うこととしているので、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対し、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるよう周知をお願いします。

○重大事故の内容

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

なお、集約した重大事故に係る報告の情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

また、児童福祉法施行規則に、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されているため、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いします。

5. 児童厚生施設について

(1) 児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

＜児童館の活動内容＞

- | | |
|------------------|------------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ②子どもの居場所の提供 |
| ③子どもが意見を述べる場の提供 | ④配慮を必要とする子どもへの対応 |
| ⑤子育て支援の実施 | ⑥地域の健全育成の環境づくり |
| ⑦ボランティア等の育成と活動支援 | ⑧放課後児童クラブの実施と連携 |

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待されるところであり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の

居場所の確保を図っていただきたい。

(2) 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③ 乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推

進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中・高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

（３）児童館等に従事する者の人材育成について

① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和２年２月２日（日）に開催したところであり、令和２年度も同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（４）社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料26）

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年５月設置。以下「専門委員会」という。）では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及

啓発と今後の児童館のあり方について」(平成30年9月20日)として報告書にまとめられている。(URL ; <https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf>)

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

また、令和2年度予算案においても、引き続き児童館等における「遊びのプログラム等」の開発・普及に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

(5) 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

6 児童委員・主任児童委員について

(1) 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後とも地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動（児童館、子育てサークル、子ども会等）の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。

また、児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協

議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の5に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の3に基づく資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の3）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

（３）児童委員・主任児童委員の一斉改選結果について

民生委員・児童委員、主任児童委員については、令和元年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われた。改選に当たっては、各都道府県及び市町村には多大なご協力をいただいたことに感謝申し上げます。

今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

【民生委員・児童委員改選結果】

	令和元年度	平成28年度(前回改選時)
定 数	2 3 9 , 6 8 2 人	2 3 8 , 3 5 2 人
委嘱数	2 2 8 , 2 0 6 人	2 2 9 , 5 4 1 人
充足率	9 5 . 2 %	9 6 . 3 %

今回委嘱数うち再任156,459人（68.6%） 新任71,747人（31.4%）

【主任児童委員改選結果】

	令和元年度	平成28年度(前回改選時)
定 数	21, 974人	21, 896人
委嘱数	21, 117人	21, 235人
充足率	96.1%	97.0%

今回委嘱数うち再任15,164人（71.8%） 新任5,953人（28.2%）

今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の方が新たに委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員、主任児童委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

（４）令和２年度における地方交付税措置の拡充について

児童委員・主任児童委員については、昨今の児童虐待相談対応件数の急増や虐待死亡事案等への対応として、見守りや行政機関とのつなぎ役としての役割が一層期待されている。

このため、民生委員・児童委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和２年度から、民生委員・児童委員の活動費に対する地方交付税措置を次のとおり拡充することとしているので、各自治体においても、こうした状況を踏まえ、民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の見直しについて、特段のご配慮をお願いしたい。

【令和２年度地方交付税・活動費単価（案）】

- ・ 民生委員・児童委員活動費 一人当たり 60,200円（年額）
- ・ 地区民生委員協議会活動推進費 一か所当たり 250,000円（年額）

7. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織においては、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、各地域で多様な子育て支援活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に「乳幼児触れ合い体験」に関する内容が盛り込まれているが、「乳幼児触れ合い体験」の実施に当たり、地域の乳幼児親子と関わりのある母親クラブや子育てNPO等の地域組織と中学校や高等学校等との協力関係・連携が図られるよう、管内市町村への情報提供及び助言等をお願いしたい。なお、「乳幼児触れ合い体験」を実施する際は、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いしたい。

（内閣府）の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いしたい。

なお、母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

8. 児童福祉週間について（関連資料27参照）

（1）趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

（2）児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和元年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げます。

当該期間中、2,829点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和2年度児童福祉週間の標語に決定した。

＜令和2年度児童福祉週間標語＞

やさしさに つつまれそだつ やさしいところ

きたざわ か な
北澤 佳奈さん 13歳 和歌山県

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等においても幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等についての普及をお願いしたい。

9 児童福祉文化財について（関連資料28参照）

（１）推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、平成30年度は、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の3分野で51作品が推薦された。

（２）広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和2年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いする。

（３）文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの5年間（第1期）とし、4つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と6つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

4 戦略4 関連

- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果をもつ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。
- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。

10. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について（関連資料29参照）

（1）子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

特に、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業について、令和元年度の交付申請件数が非常に少なかったところであり、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。

令和2年度予算案では、職員の資質向上・人材確保等研修事業において、放課後児童支援員認定資格研修事業の実施主体を従来の「都道府県又は指定都市」から「都道府県、指定都市又は中核市」に拡大することとしている。また、認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するための「認可外の居宅訪問型保育研修事業」を創設することとしているので、積極的な取組をお願いする。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところである。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るためシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載（※）しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

（※）掲載先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp160510-01.html

③ 子育て支援員研修の積極的实施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業における従事が期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援の各分野において、必要な養成者数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

④ 子育て支援員研修等に係る公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価の方法について以下のコメントが出されている。

<コメント抜粋>

できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、eラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また、研修効果の評価方法についても工夫すべきである。

これを受け、平成30年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業により、「子育て支援員研修におけるeラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」を実施し、eラーニングを活用した研修の先行事例と修了評価を含めた実施方法の把握、子育て支援員研修においてeラーニングを活用する場合の課題や修了評価に関する課題等の整理、映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版（1科目分）の作成等を行った。その報告書等について、事業の実施主体のホームページに掲載（※）されているので、活用いただきたい。

（※）掲載先

https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_190426/

また、令和元年度においては、同調査研究事業により、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、eラーニングで実施可能と考えられる研修の具体的な科目、eラーニングを実施する際の修了評価のあり方等や、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策、その他研修効果を高めるための工夫等について検討を行っているので、その報告書等について、事業の実施主体のホームページに掲載され次第、URLをお知らせするので活用いただきたい。

(2) 子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について検討・検証するための調査研究事業を実施している。現在、令和2年度の公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行う予定であるので、御承知おきいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

1 1. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(関連資料30～32参照)

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じており、令和2年度予算案では、

- ・ 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づく一時保護所の環境改善・体制強化等に向けた整備費の充実
- ・ 一時預かりの受け皿整備を推進するため、一時預かり事業を行う施設の整備費の創設
- ・ 母子保健法の一部改正を踏まえた産後ケア事業を行う施設の整備費の創設

について拡充を行う予定である。

また、近年多発している自然災害を踏まえ、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進していく必要がある。このため、政府においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を取りまとめ、児童福祉施設等の耐震化等の整備を推進してきたところであり、令和2年度予算案においても所要の財源を計上している。

加えて、去年の台風第15号・第19号等では、停電・断水によりライフラインが長期間にわたって途絶し、一部の施設においては運営が困難な状況となった。このことを踏まえ、政府は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）を取りまとめ、福祉避難所の指定を受けた児童福祉施設等に対して、長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援することとしており、令和元年度補正予算において所要の財源を計上している。なお、令和2年度予算案においては、福祉避難所の指定の有無に関わらず、すべての児童福祉施設等に対して、同様の支援を行うこととしている。

各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めていただきたい。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和2年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、2.5%増の改定を行う予定（注）であるのでご周知いただくとともに、管内市町村への周知

をお願いしたい。

(注) 補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、昨年もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、昨年8月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- ・ 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- ・ 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであり、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努

めるよう指導をお願いします。

④ 木材利用の推進及びC L Tの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされており、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、C L T（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、C L T活用促進のための取組を政府として行っているところである。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びC L Tの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やC L Tの積極的な活用について御配慮いただきたい。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いします。

なお、令和2年4月に、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくい丸わかり大辞典」を開設する予定となっているので、ご参照いただきたい。

※ 国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための統一基準として制定したもの。

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h28hyoujyun.html

⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑦ P F I 手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資する P F I 事業については、「P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、P F I 手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、P F I 手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑧ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和2年度も引き続き実施するほか、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備等に係る融資条件の優遇措置の拡充を予定しているので、ご了解願いたい。

（継続分）

- ・ 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- ・ 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- ・ 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- ・ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

（新規・拡充分）

- ・ 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置を創設（社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算より対応）
- ・ 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る

融資条件の優遇措置の拡充（令和2年度予算案で対応）

⑨ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図らきたい。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- ・ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

⑩ 財産処分について

厚生労働省子ども家庭局所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」や「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日雇児発第0417001号）等に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

この財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）等により取得し又は効用の増加した児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

⑪ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出され、これを受け、厚生労働

省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しているところである。

また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を平成28年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和2年度末までに策定することとなっている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の児童福祉施設等においては、平成31年3月末時点で策定率は30%と低調な状況である。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、このため、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引きを作成し、通知したところであるので、都道府県等においては、個別施設計画の策定について積極的な取組をお願いするとともに、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く）に対して周知等の働きかけをお願いする。

《参照資料》

- ・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房HP内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
- ・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省HP内）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

（２）児童福祉施設等の防災対策等について

① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について

ア 児童福祉施設等の耐震化状況については、平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成29年3月時点の耐震化率88.8%（5.7万棟／6.4万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」

において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが明記されるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題である。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率を2020年度までに約95%まで向上することを達成目標としており、来年度は当該対策の最終年度であることから、各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」

（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

イ 民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、令和2年度においても継続することとしているので、各都道府県等におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

② 児童福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施

設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日（既存の施設にあっては平成30年4月1日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

イ 社会福祉施設の地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめているので管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

ウ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いして

きたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(※)を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省では、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているほか、各都道府県の非常災害対策計画の策定状況等を踏まえ、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成31年2月1日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)において、改めて指導・助言の徹底をお願いしているところである。

各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いする。

(※) 参照資料

- ・ 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き (国土交通省HP内)

<http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf>

- ・ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル (国土交通省HP内)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieis>

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

オ 災害発生時における被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、被災状況を迅速かつ正確に把握できるよう、平時からの体制構築、関係機関との連携強化に向けた取組の推進をお願いしているところであるが、近年自然災害が多発しており、昨年の台風第15号・第19号等では、停電・断水によりライフラインが長期間にわたって途絶し、被災状況の把握に時間を要したケースも発生していることから、より一層の取組の強化をお願いしたい。なお、令和元年度補正予算を活用して災害発生時の被災状況等を社会福祉施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステムを構築することとしているので、予めご了承ください。

カ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化され

た公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了解願いたい。

③ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく財政支援について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

④ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震において、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所、平成30年大阪北部地震において68か所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

（３）児童福祉施設等の運営について

① 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの

質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）においては、その処遇に関する入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

ウ 児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年1回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用

いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第1号、社援発0926第1号、老発0926第1号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

② 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)に掲載しているので、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老

計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・ 「ノロウイルスに関するQ & A」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000187294.pdf>
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて」(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

③ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設(以下「学校等」という。)の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育

的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご周知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和2年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。

この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該

指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

《参照通知》

- ・ 「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成28年5月27日雇児保発0527第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第6号、雇児職発0331第1号、雇児福発0331第2号、雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）
- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤ 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了解いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告

の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

- ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合
- ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
- ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

⑥ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、「消費者安全法」（平成21年法律第71号）第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡、平成27年5月29日事務連絡（再周知））

1 2. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について (関連資料33参照)

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」(復興庁所管)において実施しており、「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度においても、必要な施策を確実に実施するための予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援を着実に進めていただくようお願いする。

また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が昨年12月20日に閣議決定され、復興・創生期間後における復興の基本的方向性が示されたところであり、このような状況も見据えながら、施策の推進を図っていただくようお願いする。

(被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業)

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業

1 3. 令和元年台風第15号・第19号等により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

(関連資料34参照)

令和元年台風第15号・第19号等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、令和元年度補正予算において、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用として37.4億円を計上したので、活用いただき速やかな復旧をお願いします。

